

準会員制度廃止のお知らせ

紫水地区にお住いの皆様

令和7年度より始めました紫水自治会準会員制度ですが、制度開始時に規定されていた応募限度の120世帯を上回った事から来期以降は準会員制度廃止の方向で現在その後の体制についての検討を進めております。(下記参照)

(1) -4 準会員への応募

応募は1年に1回、12月頃を予定しています。

末尾の用紙を切り取って必要事項を記入し、紫水自治会館のポストへ12月27日(金)までに投函してください。

なお、準会員への応募が120人以上に※なった場合には自治会運営に支障を来すことからその年度は準会員制度を見送ります。

※来年度以降の人数制限は都度自治会で決定します。

記載の中では『制度の見送り』及び『※来年度以降の人数制限は都度自治会で決定します』等の記載がございますが、今期委員会による定例会内で話し合いを行い今後の自治会運営にも支障を来すと判断したため、今後の準会員制度への応募並びに準会員制度を廃止する事と決定いたしました。今年度徴収分の自治会費(準会員)の差額分¥3,000については現在検討中です。

※下記のQRコードから来期以降の会員選択アンケート実施をお願いいたします。

来期以降の自治会運営並びに紫水地区にお住まいの皆様に関わる重要なアンケートとなりますので皆様の実施をお願いいたします。12/14日〆切

準会員制度廃止のお知らせ



2025/11/16 紫水自治会